

いわて第2クリーンセンター

・産業廃棄物の種類及び数量〔施行規則 第十二条の七の二 イ〕

平成29年度

種類		(単位)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
産業廃棄物	燃え殻	(t/月)	0.3		0.2	1.6	0.2	0.4	5.3	1.4		1.3	42.0	1.7	54.2
	汚泥	(t/月)	157.4	212.1	334.5	207.4	254.3	306.3	209.9	177.8	218.4	151.3	201.7	635.1	3066.2
	廃油	(t/月)	72.3	29.4	52.9	72.2	75.8	57.3	168.0	48.3	58.7	54.1	61.7	88.9	839.6
	廃酸	(t/月)	87.0	32.1	50.6	16.1	29.4	21.2	25.7	23.6	37.4	33.7	38.8	34.5	430.1
	廃アルカリ	(t/月)	68.0	32.2	41.4	32.0	35.3	50.6	51.9	41.8	27.2	37.1	29.4	85.1	531.9
	廃プラスチック類	(t/月)	739.6	489.9	705.9	747.59	792.22	930.14	913.47	813.83	978.5	828.1	806.9	1210.3	9956.5
	紙くず	(t/月)	62.7	27.3	63.1	48.68	51.26	62.49	56.01	60.97	76.9	43.4	58.5	85.5	696.8
	木くず	(t/月)	215.9	116.2	313.8	339.15	372.13	385.33	409.52	337.31	773.2	360.3	488.0	477.4	4588.1
	繊維くず	(t/月)	50.4	26.8	53.0	70.61	68.51	69.41	57.88	54.16	89.9	82.8	84.1	106.0	813.6
	動植物性残さ	(t/月)	152.5	74.3	240.3	221.6	163.3	118.8	121.7	110.0	127.7	109.9	126.1	173.5	1739.7
	ゴムくず	(t/月)									0.0				0.0
	金属くず	(t/月)		0.0									2.7		2.7
	ガラスくずコンクリートくず陶磁器くず	(t/月)	4.3	4.7	3.9	3.4	5.6	4.0	5.6	4.5	6.1	3.4	3.5	5.4	54.4
	動物のふん尿	(t/月)				196.1	99.4					35.2			330.7
特別管理産業廃棄物	燃えやすい廃油	(t/月)	12.3	4.3	5.7	8.4	6.9	4.6	17.4	4.6	9.8	7.4	2.7	14.8	98.8
	pH2.0以下の廃酸	(t/月)	22.9		0.0	0.0	1.6	0.0	0.0		1.7	0.3		0.9	27.4
	pH12.5以上の廃アルカリ	(t/月)	0.2		11.3	0.1	6.0	0.0	4.8		0.3	0.0	0.2	1.1	24.0
	感染性廃棄物	(t/月)	60.3	76.7	69.4	64.3	74.3	84.6	72.0	71.4	68.7	72.8	84.6	69.6	868.8
	燃え殻(有害物質を含む)	(t/月)		3.8		0.2	4.9		0.6	7.5		0.2	8.2		25.4
	廃油(有害物質を含む)	(t/月)			0.1	10.0	0.1	0.2	10.2						20.5
	汚泥(有害物質を含む)	(t/月)	1.3	0.2	2.4	0.0	0.3	0.0	0.7		0.4	3.5	0.2	0.3	9.2
	廃酸(有害物質を含む)	(t/月)		2.6	2.1	4.1	2.0	4.7	6.1	3.8	9.2	1.4	1.3	0.0	37.4
	廃アルカリ(有害物質を含む)	(t/月)	2.6		0.9		0.5	0.4	5.4		7.1		1.7	0.4	19.0
	強酸(有害物質を含む)	(t/月)			5.7										5.7
一般廃棄物	事業系一廃(個人持込)	(t/月)			0.5	28.3			0.2		0.1	0.3			29.3
	事業系一廃(紙おむつ)	(t/月)	29.2	33.8	32.3	32.8	32.6	31.9	32.8	31.7	32.2	33.6	29.3	32.0	384.2
	事業系一廃(草・木類)	(t/月)			3.2	1.0	8.7	37.2	5.5					11.2	66.7
	事業系一廃(紙くず)	(t/月)	1.7	4.9	0.5	4.5	0.1		0.0	12.3		0.2		12.5	36.9
	事業系一廃(火災廃棄物)	(t/月)													0.0
	事業系一廃(災害廃棄物)	(t/月)				0.1		33.7	77.6	98.9	3.4	40.2	12.4	270.7	537.0
	事業系一廃(し尿汚泥)	(t/月)				25.1	8.0	8.8	14.0	16.9	20.2	7.8	43.6	9.1	153.4
	事業系一廃(汚泥)	(t/月)		8.4	18.3					0.7	2.5				29.9
	事業系一廃(畳)	(t/月)	3.5	4.3	7.2	4.9	6.6	4.9	3.7	2.4	5.2	3.8	1.8	3.3	51.7
	家庭系一廃	(t/月)		106.3	41.3	20.9	0.2		165.2	0.0	0.4				334.3
	家庭系一廃(ふとん)	(t/月)	15.6	17.7	16.7	21.8	17.8	15.2	14.5	17.6	13.2	7.7	6.5	12.4	176.7
合計	(t/月)	1760.0	1308.1	2077.0	2182.6	2117.8	2232.1	2455.4	1941.5	2604.0	1884.5	2135.8	3341.9	26040.6	

※表の数値は端数処理を行っておりますので、合計値に整合がとれない場合があります。

廃棄物処理法第十五条の二の三の2の規定による廃棄物処理施設の維持管理に関する記録

いわて第2クリーンセンター

・ばいじんの除去を行った日 [施行規則 第12条の7の2 ハ]

	ばいじんの除去を行った日
2017年4月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.30
2017年5月	1.2.3.4.5.6.7.27.28.29.30.31
2017年6月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30
2017年7月	1.2.3.4.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31
2017年8月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31
2017年9月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30
2017年10月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31
2017年11月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21
2017年12月	3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31
2018年1月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31
2018年2月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28
2018年3月	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.13.14.15.16.17.18.19.20.21.22.23.24.25.26.27.28.29.30.31

廃棄物処理法第十五条の二の三の2の規定による廃棄物処理施設の維持管理に関する記録

いわて第2クリーンセンター（平成29年度）

・[施行規則 第12条の7の2 ロ、ニ]

		項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
産業 廃棄物 ／ 一般 廃棄物	ロ	ト 燃烧室中の燃烧ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること	①当該測定を行った位置	測定位置 図中①		燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	燃烧室出口	
			②当該測定の結果を得られた年月日	測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
			③当該測定の結果	測定結果(平均値)	基準値:800度以上	944	941	945	869	948	950	951	955	946	916	941
	リ	集じん機に流入する燃烧ガス温度を連続的に測定し、かつ、記録すること	①当該測定を行った位置	測定位置 図中②		集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	集じん機入口	
			②当該測定の結果を得られた年月日	測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
			③当該測定の結果	測定結果(最大値)	基準値:200度以下	189	189	190	180	190	190	190	190	190	188	190
	ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること	①当該測定を行った位置	測定位置 図中③		煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			②当該測定の結果を得られた年月日	測定年月日		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
			③当該測定の結果	測定結果	平均値	5	4	5	3	3	4	4	5	6	6	6
	ハ	ばいじんの除去を行った年月日	除去年月日	運転中は連続		別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	
	ニ	ダイオキシンの濃度を毎年1回以上測定し記録すること	①採取した位置	排ガス採取位置 図中③		煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			②採取した年月日	排ガス採取年月日				6月12日			9月4日			12月18日		3月21日
③測定の結果の得られた年月日			結果取得年月日				6月30日			9月22日			1月12日		3月30日	
④当該測定の結果			測定結果(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	協定値:0.1以下			0.0088			<0.014			0.05		<0.04	
ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物)を6ヶ月に1回以上測定し記録すること		硫黄酸化物	①採取した位置	排ガス採取位置 図中③		煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			②採取した年月日	排ガス採取年月日		4月6日		6月12日		8月8日		10月5日		12月18日		2月6日
			③測定の結果の得られた年月日	結果取得年月日		4月21日		6月30日		8月25日		10月23日		1月12日		2月24日
			④当該測定の結果	測定結果(ppm)	協定値:50以下	11		9.6		11		10		20		<1
ばいじん		①採取した位置	排ガス採取位置 図中③		煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			排ガス採取年月日		4月6日		6月12日		8月8日		10月5日		12月18日		2月6日	
			結果取得年月日		4月21日		6月30日		8月25日		10月23日		1月12日		2月24日	
			測定結果(g/m <sup>3</sup> N)	協定値:0.02以下	<0.001		0.001		<0.001		<0.001		<0.001		<0.001	
塩化水素		①採取した位置	排ガス採取位置 図中③		煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			排ガス採取年月日		4月6日		6月12日		8月8日		10月5日		12月18日		2月6日	
			結果取得年月日		4月21日		6月30日		8月25日		10月23日		1月12日		2月24日	
			測定結果(ppm)	協定値:80以下	12		3.5		9		7		31		1	
窒素酸化物		①採取した位置	排ガス採取位置 図中③		煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	煙突入口	
			排ガス採取年月日		4月6日		6月12日		8月8日		10月5日		12月18日		2月6日	
			結果取得年月日		4月21日		6月30日		8月25日		10月23日		1月12日		2月24日	
			測定結果(ppm)	協定値:100以下	42		84		33		44		38		33	

※協定値:第2クリーンセンター(仮称)の整備及び運営に関する協定書(岩手県、九戸村、及びいわて県北クリーン株式会社が締結した協定)による協定値

廃棄物処理法第十五条の二の三の2の規程による廃棄物処理施設の維持管理に関する記録

いわて第2クリーンセンター

・〔施行規則 第12条の7の2 ロ、ニ 別表〕

